

第3回名古屋市国民保護協議会における委員からのご意見等

第3回名古屋市国民保護協議会におきまして、委員の皆様からありましたご意見及びそのご意見に対する市の考えは、以下の通りとなっております(発言順)。

… 出席委員 …

【池田桂子委員】

安否情報の収集について、収集した安否情報は、県を通じて国に提出し、その後、国が集約した情報を市に返してくると理解していいか。

また、市は個人情報保護条例を持っているが、条例との関係では安否情報はどのように扱われるのか。

《市の考え》

市町村等で収集した安否情報は、県を通じて国に集約され、全国の自治体で共通の情報となるよう、国において整理されるとお聞きしています。

国民保護法において、安否情報の回答の際には、個人情報の保護に留意しなければならないと規定されています。本市の個人情報保護条例におきましても、個人情報を取得する目的や手段、目的外利用の制限など、留意すべき事項がいくつか規定されています。安否情報の収集及び回答は、法の規定に基づく業務であり、安否情報の回答は、安否情報として個人情報を取得することの目的そのものであります。それらの点を踏まえ、計画素案では、安否情報の収集は、避難住民等本人から行うことを原則とし、その回答に関しては、被照会者本人から同意を得ることを原則としています。また照会に対する回答につきましては、必要最小限のものを回答するとしています。

個人情報を適正に管理し、その保護に留意して業務を行っていくならば、本市の個人情報保護条例との関係で問題は生じないと考えています。

【池田桂子委員】

個人情報保護条例第6条に、一時的に集めた個人情報については、一年以内に破棄又は消去する場合、個人情報保護条例の適用がないとされているが、その観点からはどう考えるか。

《市の考え》

安否情報として集められた個人情報は、一時的に集められた個人情報ではありますが、一年以内に破棄又は消去するかどうかにつきましては明確にできないものと考えています。厳格に考えますと、個人情報に該当する場合があると理解しています。

【池田桂子委員】

計画素案の65ページでは、国民保護に関する啓発の記載がある。そこには、国民保護の重要性を住民に啓発するといった記載がある。その一方で、計画素案6ページでは、国民の協力の原則が記載されており、市が協力を強制することはないという考え方が示されている。

計画素案中、市民が国民保護措置にどのように関わるのかという点では、自発的な意思に委ねられるとしか書かれておらず、住民が、強制をされない範囲で共に助け合うという共助の発想があまり記載されていない。その点については、第2回協議会で何か議論がなされたのか。

《市》

特に議論はなされなかった。

【池田桂子委員】

市が計画を作成することは必要なことだが、市民としてどうあるべきかといったことが明確になっていない。ボランティアへの支援など、計画素案中のいたるところに市民の関わりは記載されているが、それをまとめるといった意味で、共助という考え方を計画素案中に入れることができればなおいいのではないかな。

《市の考え》

素案の記載の見直しを行い、共助の記載をもう少し書き加える方向で検討させていただきます。

なお、第2回協議会において、自力避難困難者の避難を誘導する場合、共助は非常に重要な要素であり、その点に対応できるようにしていきたい、といったご発言もありましたのでご報告しておきます。

【桐山雅子委員】

心のケアについて、大地震や災害が発生すると、臨床心理士の派遣が行われるようになった。医療活動における医療機関との連携とともに、心のケアについても連携を考えていく必要があるのではないかな。

他に、不安な状況が起こってしまった場合だけではなく、予防といった視点から、例えば、計画素案第2章の研修及び訓練といったところで、実際にそのようなことが起こってしまった場合に、心のケアについて必要となる事柄の研修又は訓練について記載があればいいのではないかな。また、第2章13節の国民保護に関する啓発の部分について、何か事が起きたときに、みんなで一緒にやっ払いこうといった雰囲気をつくれるような啓発が必要ではないかな。少しでもそのような雰囲気があれば、大きなパニックを防ぐことも可能になる。そういった視点からの働きかけの記載があったほうがいいと思う。

《市の考え》

心のケアについては、予防も含め、市民に対し何ができるのか。そのあたりを踏まえながら、今後、取り組んでいくよう考えていきます。

災害対応などでは、避難所などに、心のケアに関して資格のある方を派遣し、その方への相談内容を基に医療的に対応するといったことがあります。計画素案に記載した内容は、相当大規模な武力攻撃災害が発生した場合です。心のケアという点で、行政に何ができるかといった点につきましても、計画素案の内容を確認し、可能な範囲で記載を追加していきます。

【池田桂子委員】

計画素案152ページの事前措置の記載についてであるが、事前措置に基づく指示に占有者等が従わない場合、行政代執行法に基づく代執行を行うか、又は応急公用負担に基づく措置を行うとなっている。この書き方ではどちらを実施するのか分からない。この内容は権利義務に関わる部分であり、明確にしておくべきではないか。

《市の考え》

国民保護措置は国民保護法に基づく措置であり、事前措置に基づく指示に占有者等が従わない場合、その次に続く措置は国民保護法に基づく措置であると考えています。そのため、応急公用負担に基づく措置を実施するよう記載を改め、代執行に関する記載を削除するよう整理します。

… 欠席委員 …

《市》

浜谷委員からは、あらかじめ9点ほどご質問をいただいております。本日も報告させていただき意見としましては2点になりますが、その他のご質問につきましては、計画作成にあたっての参考とさせていただきます。

【浜谷英博委員(報告事項)①】

計画素案には、安否情報省令に定める様式により安否情報の収集と回答を行うと記載されているが、事態によっては、簡略化された様式による照会及び回答を想定しておく必要がある。

《市の考え》

安否情報省令に定める様式による安否情報の収集は、安否情報省令に明確に規定されています。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができます。計画素案におきましては、例えば、避難途中に他都市の職員が収集した安否情報や、学校における児童、生徒の安否情報の収集は、任意の様式により提供を受けることができるとしています。ご指摘の件につきましては、例示としてではなく具体的な方法として、計画素案において、「やむを得ない場合は、市が認める様式により収集及び回答できる」旨の記載を盛り込んでいくことを検討します。

【浜谷英博委員(報告事項)②】

安否情報を回答する場合の条件である、「不当な目的ではない」ことについて、自治体として、ある程度具体的な判断基準が必要である。

《市の考え》

「不当な目的ではないこと」につきましては、国民保護法施行令第26条の規定に基づき記載したものです。本市としましては、判断基準は大変重要であると考えています。

安否情報の収集及び提供は、本市のみの措置ではなく、全国の自治体共通の措置です。

回答するか否かに関わる「不当な目的ではない」ことについても、各自治体で基準が大きく異なることは問題ではないかと考えています。

この件につきましては、今後、愛知県や他の指定都市、国などとも相談しながら、適正な基準のあり方を検討していきたいと考えています。

【浜谷英博委員(参考事項)③】

武力攻撃災害発生時の職員の参集について、勤務時間外の参集基準ならびに、参集場所が被災しているなどのため、本来参集すべき場所に参集できない場合の参集場所について確認したい。

《市の考え》

勤務時間外の市職員の参集につきましては、原則として、自己の勤務場所への参集となっていますが、あらかじめ参集場所を指定する市職員(指定動員者)につきましては、原則として、最寄りの区役所や公所への参集を指定することとしています。

武力攻撃に伴う災害が発生した場合、計画素案上、原則として、引き続き攻撃がない場合に、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を実施するため、市職員は参集することとしています。そのため、武力攻撃災害により参集場所が被災した場合の市職員の参集場所につきましても、原則は変わらないものと考えています。

ただし、被災場所に参集した市職員につきましては、その被災場所から最寄りの公所等のうち、使用可能な公所等に移動するなどして、必要な措置を実施することになると考えています。

【浜谷英博委員(参考事項)④】

被災状況等により、職員の参集率が変化する。参集率の高低に対応できる計画とするための考え方をお聞きしたい。

《市の考え》

参集率の高低に対応できる計画という点では、例えば、避難経路上への市職員の配置につきまして、配置すべきポイントをあらかじめ定める際、ポイントに優先順位をつけておき、参集した市職員をその順位に従って配置することで、職員数に応じた配置ができるといった方法などが考えられます。

市職員の参集という点につきましては、計画における工夫はもちろんのこと、市職員がきちんと参集するよう、研修等を実施していくことも必要であると考えています。

【浜谷英博委員(参考事項)⑤】

特殊標章等に関する交付基準を明確にしていく必要があるが、関係諸規定の策定計画について、その概要をお聞きしたい。

《市の考え》

標章等の交付にあたりましては、計画素案P. 64に、必要な準備として配慮しなければなら

ない事項を記載しています。これらを踏まえ、今後、愛知県や他の指定都市などと情報交換を行いながら、「名古屋市赤十字標章等交付等要綱」を策定していくことを予定しています。

【浜谷英博委員(参考事項)⑥】

安否情報の収集に関する個人情報の保護について、照会者本人の確認方法はどのように考えているか。また、電話やメールによる照会の場合は、本人確認が可能な場合に回答するとあるが、それはどのような場合か。

《市の考え》

安否情報省令によりますと、窓口確認の場合、照会者の本人確認は、原則として、運転免許証や健康保険の被保険証等の身分証明書によることとされています。原則によることができない場合は、例えば、照会者の住所地の自治体への照会などによる確認といったことも考えられます。この点につきましては、愛知県や他の指定都市などとも情報を交換しつつ、今後具体的に検討していきたいと考えています。

電話やメールによる照会の場合の本人確認につきましては、消防庁がまとめた「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会報告書」によりますと、照会者について、照会を受け付けた際に確認した住所、氏名等の情報を、その照会者の住所地市町村に確認し、その情報が正しいことを確認後、照会者に対して折り返し電話をすることなどにより直接回答することとされています。計画素案におきましても、折り返し電話をすることや、時間的に可能であれば、照会に係る者の個別の同意を取ることを記載しています。

この点につきましても、計画作成後の具体的な事務の取り扱いに関わる問題であり、愛知県や他の指定都市などとも情報を交換しつつ、今後具体的に検討していきます。

【浜谷英博委員(参考事項)⑦】

詳細な安否情報の回答について、照会に係る者の同意があるにもかかわらず「必要最小限度」の回答にとどめるとあるが、どうしてか。

《市の考え》

安否情報の収集等の場合、回答に対する照会に係る者の同意は、収集時における包括的な同意に基づくことが考えられます。

受け付けた照会ごとに、その照会の回答の是非について同意を得ている場合は、同意が得られた情報全てを提供することが可能ですが、それとは違い、収集時における包括的な同意の場合は、個人情報保護の必要性が高くなるものと考えています。

そのため、包括的な同意しかない場合で、受け付けた照会に対して同意を得ることが時間的に困難であるような場合、照会者が必要とする情報のみを回答することになると考えており、このような記載としたものです。

【浜谷英博委員(参考事項)⑧】

武力攻撃災害の発生状況によっては、被災者の安否情報を積極的に公開していく必要がある場合も考えられるが、マスコミから広く安否情報の提供を求められた場合、どのような基準で対

応するのか。

《市の考え》

本市の個人情報保護条例では、収集した個人情報の利用及び提供は、その目的以外のために利用及び提供してはならないこととなっています。その一方で、「個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」など、提供できないことに対する除外の規定もあります。

マスコミに対する安否情報の回答につきましては、国により考え方が示されていない場合、市の個人情報保護条例等により判断することになると考えられます。そのため、条例の規定に基づき、状況に応じて判断していくことになると考えています。

【浜谷英博委員(参考事項)⑨】

現地調整所は、関係機関等が集まる場所でもあり、安否・被災情報を始め、あらゆる情報が集まる機関である。ただし、組織化されたものを想定しておらず、被災現場に近いこともあり、混乱の中で情報が錯綜することもある。そのような事態を防ぐため、現地調整所における指揮系統を定めるか、少なくともコーディネーターとなる機関等をあらかじめ定めておくことが必要ではないか。

《市の考え》

計画素案では、現地調整所において、関係機関との情報交換や安否情報及び被災情報の収集等を行うこととしており、設置につきましても、市が設置する場合と、他の機関が設置した現地調整所に市職員を派遣する場合があるとしています。

発生した武力攻撃災害の種類や設置した機関、集まった機関の別により、指揮系統、コーディネートできる機関が変わってくることが考えられますが、市職員を派遣する場合においても、他機関との調整が行える職員を選定していきたいと考えています。